

PCB使用安定器と判明した場合の手続き

PCB使用安定器と判明した場合、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）で定められた処分期限までに処分が必要であるほか、その保管・処分状況等について県へ届出が必要です。

PCB使用安定器の処分手続きについて

PCB使用安定器は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）で定められた処分期限（令和5年3月31日）までに処分が必要となります。また、処分は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北海道事業所へ委託する必要があります。

※JESCOへ処分委託するには事前に登録が必要です。登録手続きについてはJESCOホームページをご覧ください。
くか、登録担当（03-5765-1935）までお問い合わせください。

※中小企業者等には助成制度がありますので、併せて裏面もご確認ください。

JESCOホームページ (<https://www.jesconet.co.jp/customer/index.html>)

廃棄物の種類		処分期間	処分委託先
高濃度PCB 廃棄物	変圧器・コンデンサー等	令和4年(2022年) 3月31日まで	中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO北海道事業所）
	安定器・汚染物等	令和5年(2023年) 3月31日まで	
低濃度PCB廃棄物		令和9年(2027年) 3月31日まで	無害化処理認定施設等

保管・処分状況等の届出について

PCB使用安定器と判明した場合は、速やかに管轄する地域振興局（長野市又は松本市の場合は当該市）に保管及び処分状況等の届出が必要です。

※前年度の保管・処分状況等について**毎年度6月30日までに**届出が必要となるほか、保管場所を変更した場合や、全てのPCB含有機器等を処分した場合等にも届出が必要となります。

※届出の詳細については県ホームページをご覧ください。か、長野県PCB使用安定器調査事務局（0120-773-558）までお問い合わせください。

県ホームページ (<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/pcbhaikibutsu/index.html>)

保管場所・使用場所	提出先
上田市・小諸市・佐久市・東御市・南佐久郡・北佐久郡・小県郡	佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課
飯田市・伊那市・駒ヶ根市・上伊那郡・下伊那郡・木曾郡	上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課
岡谷市・諏訪市・大町市・茅野市・塩尻市・安曇野市・諏訪郡・東筑摩郡・北安曇郡	松本地域振興局 環境・廃棄物対策課
須坂市・中野市・飯山市・千曲市・埴科郡・上高井郡・下高井郡・上水内郡・下水内郡	長野地域振興局 環境・廃棄物対策課
長野市	長野市 廃棄物対策課
松本市	松本市 廃棄物対策課

PCB廃棄物処理等に係る支援制度について

◎中小企業者等軽減制度（高濃度PCB廃棄物の処分・収集運搬費用）

高濃度PCB廃棄物の処分は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北海道事業所へ委託する必要がありますが、中小企業者等の方々が処分委託する場合、処分費用及び収集運搬費用に係る軽減制度*があります。

助成制度の条件等の詳細については、JESCOホームページをご覧ください。中小軽減担当（0120-808-534又は03-5765-1920）へお問い合わせください。

JESCOホームページ (<https://www.jesconet.co.jp/customer/index.html>)

対象者	処分費用・収集運搬費用の助成割合
中小企業者、個人事業主、中小企業団体等	70%助成
個人、破産管財人等	95%助成

* JESCO登録後に助成申請可能となりますので、未登録の方は事前に登録手続きが必要です。

◎LED照明導入促進事業（照明器具のPCB含有調査・交換費用）

中小企業者等の方々が、照明器具安定器のPCB使用の有無について調査する場合や、PCB使用照明器具をLED照明器具に交換する場合は、調査費用や交換費用に係る補助制度*があります。

対象者	事業内容と補助割合
中小企業者、中小企業団体、 個人事業主、個人等	①調査事業：10分の1（上限50万円）
	②交換事業：3分の1
	③調査交換事業：調査費用の10分の1（上限50万円） 交換費用の3分の1

* 事前申請が必要です。また、令和3年度の申請締め切りは令和4年1月31日(月)15時必着となります。

・申請手続きや補助制度の条件等の詳細については、受付機関である一般財団法人栃木県環境技術協会のホームページをご覧ください。補助事業部（028-671-1781）へお問い合わせください。

栃木県環境技術協会ホームページ (<http://tochikankyou.com/hojo/announce.html>)

◎財政投融资（PCB廃棄物処理に係る融資）

中小企業者等の方々がPCB廃棄物を処分する場合、必要な運転資金に係る融資制度があります。手続きや条件等については受付機関である日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。各支店へお問い合わせください。

日本政策金融公庫ホームページ (<https://www.jfc.go.jp/>)

種類（環境・エネルギー対策資金）	受付機関	連絡先
国民生活事業 （国民一般・小規模事業者向け）	日本政策金融公庫 長野支店	026-233-2141
	日本政策金融公庫 松本支店	0263-33-7070
	日本政策金融公庫 小諸支店	0267-22-2591
	日本政策金融公庫 伊那支店	0265-72-5195
中小企業事業（中小企業者向け）	日本政策金融公庫 松本支店	0263-33-0300

不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。

お問合せ窓口： 長野県PCB使用安定器調査事務局

業務委託先： 株式会社東京商工リサーチ 長野支店

電話： 0120-773-558（フリーダイヤル） 土日、休日、祝日、年末年始を除く 9:00~17:00